

京都市告示第333号

児童福祉法第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年10月9日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社 tree	障害児相談支援事業	相談支援事業所 コネクト 2674100207	京都市	平成30年9月 30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)